

選考委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会の委員を選考するため、選考委員会を設置することを目的とする。

(委員構成及び委嘱)

第2条 選考委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）が委嘱する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 公益を代表する者 | 3名 |
| (2) 福祉サービス利用者を代表する者 | 3名 |
| (3) 社会福祉事業経営者を代表する者 | 3名 |

2. 県社協会長は、選考委員会委員を委嘱するにあたり、選考委員会委員候補者の公示を行い、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業の経営者、その他の関係者から意見を聴取しなければならない。

3. 選考委員会委員に欠員が生じ、補充選任する場合についても、同様とする。

4. 公示及び意見聴取

選考委員会の委員の選任については、厚生省令により秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、第2条4項アからウにより意見を聴くものとする。

なお、住民等が特定の候補者に対して異議を申し立てる際には、当該候補者が選考委員として不相当である理由を明確にして、意見書を提出するものとする。

ア 県社協が選考委員会の委員候補者を選考し、当該候補者を各種公報や公共団体の掲示板などに公示するとともに、これを関係者に十分な周知をするための手段を講じた上で、一定の期間（2週間程度）を定めて意見書の提出を受け付ける。

イ 県社協が指定し、一定期間（2週間程度）公示した期日及び場所において、県社協が選考した委員候補者につき、住民等から意見の聴取を行う。

ウ 県社協が選考委員会の委員候補者を選考し、当該候補者を各種公報や、公共団体及び市町村社会福祉協議会の掲示板などに公示するとともに、県社協及び市町村社会福祉協議会の窓口において、一定の期間（1週間程度）を定めて意見書の提出を受け付ける。

(機 能)

第3条 選考委員会は、県社協会長が選考、提案した運営適正化委員会委員候補者について審議を行う。

(任 期)

第4条 選考委員会委員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

(委 員 長)

第5条 選考委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長および副委員長は公益を代表する者の中から選出する。

2. 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
3. 委員長に事故あるとき、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 選考委員会は、利用者を代表する委員、社会福祉事業を経営する者を代表する委員及び公益を代表する委員の各2分の1以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

2. 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
3. 会議は原則として公開とする。

(委員の旅費)

第7条 委員の旅費に関しては、県社協「委員等の費用弁償規程」を準用し、予算の範囲内で支給する。

(そ の 他)

第8条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ県社協会長が定めるものとする。

付 則

1. この規定は、平成12年8月1日から施行する。